

令和 7 年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	796, 120 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	179, 434, 000 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	491, 600 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配 水 施 設 費	2, 630, 503 千円
イ 耐 震 管 路 等 整 備 事 業 費	11, 901, 345 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益	34, 174, 287 千円
第 1 項 営 業 収 益	30, 269, 199 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	3, 899, 189 千円
第 3 項 特 別 利 益	5, 899 千円

支 出

第 1 款 水 道 事 業 費 用	32, 640, 117 千円
第 1 項 営 業 費 用	31, 594, 158 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	1, 035, 949 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	10, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,093,238 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,054,068 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 10,039,170 千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	水道事業資本的収入			8,269,553 千円
第1項	企業債			7,931,000 千円
第2項	補助金			143,094 千円
第3項	負担金			195,449 千円
第4項	固定資産売却代金			10 千円

		支	出	
第1款	水道事業資本的支出			19,362,791 千円
第1項	建設改良費			15,862,509 千円
第2項	企業債償還金			3,428,744 千円
第3項	投資			65,750 千円
第4項	補助金返還金			788 千円
第5項	予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度 原・浄・配水施設関連経費	令和7年度から 令和9年度まで	5,844,897 千円
令和7年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和7年度から 令和10年度まで	31,628,993 千円
令和7年度 土地借上料	令和7年度から 令和11年度まで	10,042 千円
令和7年度 給水装置等業務関連経費	令和8年度から 令和9年度まで	57,740 千円
令和7年度 上下水道料金等業務関連経費	令和7年度から 令和9年度まで	224,587 千円
令和7年度 上下水道 お客さまセンター運営関連経費	令和8年度から 令和9年度まで	54,024 千円
令和7年度 財務会計システム関連経費	令和8年度	18,053 千円
令和7年度 メーター修繕関連経費	令和7年度から 令和8年度まで	76,436 千円
令和7年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費	令和7年度から 令和30年度まで	1,501,930 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道浄水 1 施設等 整備事業	千円 100,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借又は証 券発行(他の地方公共 団体との共同発行を 含む。)による。起債 の時期は当該年度と する。ただし、事業進 捗又は財政その他の 都合により、全部又は 一部を翌年度へ繰越 して起債することが できる。	年6.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮又は本 議決の範囲内で 借換えすること ができる。
2 耐震管路等 整備事業	7,831,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

5,626,220千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、205,168千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、443,000千円と定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦